

○三鷹市子ども発達支援センター条例

平成28年3月31日

条例第6号

(目的及び設置)

第1条 障がいのある児童及び発達に課題のある児童(以下「障がい児等」という。)の福祉の増進を図るとともに、全ての子どもの健やかな育ちを支援するため、三鷹市子ども発達支援センター(以下「発達支援センター」という。)を設置する。

(名称及び位置)

第2条 発達支援センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 三鷹市子ども発達支援センター

位置 三鷹市新川六丁目37番1号

(事業及び施設の使用)

第3条 発達支援センターは、第1条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 障がい児等の医療、福祉、生活等の相談及び療育、発達支援等に関すること。
- (2) 障がい児等の保護者及び家族(以下「保護者」という。)に対する障がい児等に関する相談、支援等に関すること。
- (3) 障がい児等及び保護者の地域での健やかな育ち並びに豊かな生活への支援等に関すること。
- (4) 地域の子育て等に関係する者及び団体への支援等に関すること。
- (5) 地域子育て支援拠点事業に関すること。
- (6) 一時保育に関すること。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事業

2 前項の事業に支障がない場合は、施設の使用をさせることができるものとする。

(使用の承認等)

第4条 前条第2項の規定により使用できる施設は、別表のとおりとする。

2 前項の施設を使用しようとする者は、市長の承認を受けなければならない。

3 市長は、前項の承認を行うに当たり必要と認めるときは、その使用について必要な条件を付することができる。

(使用の不承認)

第5条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、発達支援センターの施設の使用を承認しない。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を害するおそれがあるとき。
- (2) 施設並びに設備及び器具を損傷するおそれがあるとき。
- (3) 特定の政党の利害に関する事業を行い、又は公の選挙に関し、特定の候補者を支持するために使用するものと認められるとき。
- (4) 特定の宗教を支持し、又は特定の教派、宗派若しくは教団を支援するために使用するものと認められるとき。
- (5) 管理上支障があるとき。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が使用を不相当と認めるとき。

(使用承認の取消し等)

第6条 市長は、発達支援センターの施設の使用の承認を受けた者（以下「使用者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、使用の承認を取り消し、又は使用を制限し、若しくは使用を停止させることができる。

- (1) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。
- (2) 第4条第3項に規定する使用の条件に違反したとき。
- (3) 公益上の必要が生じたとき。
- (4) 災害その他の事故により使用することができなくなったとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が使用を不相当と認めるとき。

(使用料等)

第7条 第3条第2項に規定する施設の使用については、別表に定める使用料を徴収する。

2 第3条第1項に規定する事業のうち、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の2の2及び第6条の3第7項並びに障害者の日常生活及び社会生活を総合的

に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第16項に規定する事業を利用する者の保護者は、規則で定める利用料を納付しなければならない。

- 3 第1項の利用料は、使用前に納付しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

（使用料等の減免）

第8条 市長は、規則で定める特別の理由があるときは、前条第1項の利用料及び同条第2項の利用料（以下「使用料等」という。）を減額し、又は免除することができる。

（使用料等の不還付）

第9条 既に納付した使用料等は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

（休館日）

第10条 発達支援センターの休館日は、次に掲げるとおりとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、臨時にこれを変更することができる。

- (1) 日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

- (2) 12月29日から翌年の1月3日までの日（前号に掲げる日を除く。）

- 2 前項本文の規定にかかわらず、別表に掲げる施設の休館日は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 毎月第4月曜日。ただし、当該月曜日が国民の祝日に関する法律に規定する休日に当たるときは、その日以後の休日を除く直近の日とする。

- (2) 12月29日から翌年の1月3日までの日（前号に掲げる日を除く。）

（開館時間）

第11条 発達支援センターの開館時間は、午前8時30分から午後5時までとする。

ただし、市長が特に必要があると認めるときは、臨時にこれを変更することができる。

- 2 前項本文の規定にかかわらず、別表に掲げる施設の第3条第2項に規定する使

用に供することができる開館時間は、次の各号に掲げる日に応じ、当該各号に定める時間とする。

(1) 月曜日から金曜日まで 午後6時から午後10時まで

(2) 日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日 午前9時から午後10時まで

(事業の実施に係る開館日及び開館時間)

第12条 前2条の規定にかかわらず、第3条第1項第6号に掲げる事業の実施に係る施設の開館日及び開館時間については、規則で定める。

(使用権の譲渡禁止)

第13条 使用者は、発達支援センターの施設を使用する権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

(設備の変更等の禁止)

第14条 使用者は、発達支援センターの施設に特別の設備を設けたり、変更を加えてはならない。ただし、あらかじめ市長の承認を受けたときは、この限りでない。

(原状回復の義務)

第15条 使用者は、発達支援センターの施設並びに設備及び器具の使用を終了したときは、直ちに原状に回復しなければならない。第6条の規定により使用の承認を取り消され、又は使用を停止されたときも、また同様とする。

(損害賠償の義務)

第16条 使用者は、発達支援センターの施設並びに設備及び器具の使用に際して、これを損傷したときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、その額を減額し、又は免除することができる。

(委任)

第17条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成29年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）

2 この条例による発達支援センターの施設の使用に係る手続その他の行為は、この条例の施行日前においても行うことができる。

（三鷹市北野ハピネスセンター条例の一部改正）

3 三鷹市北野ハピネスセンター条例（昭和57年三鷹市条例第43号）の一部を次のように改正する。

第1条中「（障がい児を含む。以下同じ。）が」を「に対し」に、「と自活ができるための」を「に向けた」に改め、「、療育、指導」を削り、「訓練」の右に「、支援」を加える。

第3条第1号中「指導」を「支援」に改め、同条第2号中「指導並びに療育等」を「支援」に改め、同条第3号中「育成」を「支援」に改める。

第7条第2項中「（その者が障がい児である場合にあっては、その保護者）」を削る。

別表（第4条、第7条、第10条、第11条関係）

使用区分 施設名	貸切使用					個人使用			
	団体 区分	時間区分					個人区分	利用時間（3 時間以内）	
	午前9時 ～正午	正午～午 後3時	午後3時 ～午後6 時	午後6時 ～午後9 時	午後9時 ～午後10 時				
体育室	市内 団体	900円	900円	900円	900円	300円	市民等	大人	400円
								子ども	100円
	市外 団体	1,350円	1,350円	1,350円	1,350円	450円	市民等以 外	大人	600円
								子ども	150円

備考

- 1 この表において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
 - (1) 貸切使用 団体等が施設を貸切りで使用する場合をいう。
 - (2) 個人使用 個人が使用する場合をいう。
 - (3) 市内団体 市民（市内に住所を有する者又は市内に通勤し、若しくは通学する者をいう。）が構成員の半数以上を占める団体等をいう。
 - (4) 市外団体 市内団体以外の団体等をいう。
 - (5) 市民等 市内に住所を有する者又は市内に通勤し、若しくは通学する者若しくはふじみ衛生組合を構成する調布市に住所を有する者をいう。
 - (6) 市民等以外 市民等以外の者をいう。
 - (7) 子ども 小中学生をいう。
- 2 入場者から入場料その他これに類する料金を徴収して貸切使用する場合は、この表に規定する市内団体の使用料の3倍の額とする。ただし、市長が特に認める場合は、この限りでない。
- 3 使用時間には、準備及び原状回復の時間を含むものとする。